

令和8年度赤磐市一般廃棄物処理基本計画改定（短期見直し）業務仕様書

第1章 総則

第1節 業務の目的

赤磐市（以下「本市」という。）においては、2021年（令和3年）3月策定の「赤磐市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」という。）が、2025年（令和7年）に短期目標年を迎えたことから、短期目標年度における目標の達成状況や施策の実施状況を確認・検証し、近年の廃棄物関連行政を踏まえ、また、本市の廃棄物処理体制及び処理施設の整備計画等を反映した、赤磐市一般廃棄物処理基本計画の改定を行うものである。

なお、本仕様書は、受託選定者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがあるものとする。

第2節 業務の名称

令和8年度赤磐市一般廃棄物処理基本計画改定（短期見直し）業務（以下「本業務」という。）

第3節 業務の場所

岡山県赤磐市

第4節 業務の期間

契約締結の日から、令和9年3月31日までとする。

第5節 適用の範囲

本仕様書は、本市が行う本業務に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章業務内容」のとおりとする。なお、本仕様書に明記のない事項であっても業務遂行上必要と考えられることについては、本市と受注者で協議の上、決定するものとする。

第6節 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめとする関係法令、通達、マニュアル及び条例等を遵守するものとする。

第7節 技術者の配置条件

受注者は、業務を遂行するに当たり、必要な知識、技術及び相当の経験を有する技術者を配置し、適正に業務を行わなければならない。配置技術者は、主任技術者及び照査技術者を配置して実施することとし、主任技術者は、以下のア、イ、ウのいずれかの資格を有する者とし、主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。

ア 技術士法における技術士資格の衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理）の資格を有する者

イ 技術士法における技術士資格の総合技術監理部門（衛生工学-廃棄物・資源循環、廃棄物管理）の資格を有する者

ウ RCCM（廃棄物部門）の資格を有し、登録を受けている者

第8節 提出書類

本業務について、受注者は、速やかに本市に次の書類を提出し、その承認を受けるものとする。

- 1 着手時
 - (1) 業務計画書
 - (2) 委託業務着手届
 - (3) 業務工程表
 - (4) 主任技術者照査技術者選任届
- 2 完了時
 - (1) 委託業務完成届
 - (2) 報告書等
 - (3) 委託代金請求書

第9節 業務計画

- 1 受注者は、本業務の実施に当たっては、契約締結後2週間以内に「業務実施計画書」を本市に提出し、かつ、その内容を説明して本市の承諾を得なければならない。なお、業務実施計画書の様式は、協議の上定めることとする。
- 2 受注者は、業務計画の変更を行う場合は、その必要が生じたときからできるだけ速やかに本市に報告し、本市の承諾を得なければならない。
- 3 本業務の作業スケジュールはおおむね次のとおりとする。ただし、本業務の進捗状況により変更する場合がある。
 - (1) 第1次素案提出 令和8年9月下旬
 - (2) 第1回廃棄物減量等推進審議会 令和8年10月上旬
 - (3) 第2次素案提出 令和8年10月下旬
 - (4) パブリックコメント実施 令和8年11月20日～1カ月程度
 - (5) 最終案提出 令和9年1月上旬
 - (6) 第2回廃棄物減量等推進審議会 令和9年2月上旬
 - (7) 成果品審査 令和9年2月中旬
 - (8) 成果品納品 令和9年3月上旬

第10節 資料の貸与

本業務を実施するに当たり、必要な資料の収集は、原則として受注者が行うこととするが、本市が所有し、業務に利用可能な資料は貸与する。この場合、受注者は、貸与を受けた資料のリストを本市に提出し、貸与を受けた資料は、業務完了と同時に返却するものとする。

また、現行計画策定時の電子データ、ごみ組成分析調査資料等については、本市が所有するデータを貸与するものとする。

第11節 業務の打合せ

本業務期間中、受注者は、本市と緊密な連絡を保ち作業するとともに、受注者は、その都度議事録を2部作成し、本市の承認を得るものとする。また、議事録は、双方各1部を保管するものとする。なお、受注者は、工程毎及び定期的に進捗状況の報告を本市に行うものとする。

第12節 秘密の保持

受注者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第13節 関係官公庁等との協議

受注者は、関係する官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を求められた場合には誠意をもってこれに当たり、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、遅滞なく本市に提出するものとする。

第14節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、決定するものとする。

第15節 検査

受注者は、本業務終了後、所定の手続きを経て本市の検査を受けるものとする。本業務は、本市の検査合格をもって完了とする。

第16節 成果品

- 1 本業務において作成した成果品等は、本市に帰属するものとし、受注者は、本市の許可なく使用してはならない。
- 2 業務完了後に、明らかに受注者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- 3 本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、電子データを記録した電子媒体（CD-R）については、Word、Excel形式及び本市ホームページ掲載用としてPDF形式を含むものとし、本市が編集可能な形式とする。また、Excelデータは、数式が入ったものとする。

- ・ 赤磐市一般廃棄物処理基本計画
 - ・ 赤磐市一般廃棄物処理基本計画（概要版）
 - ・ 計画の見直しに係る資料
 - ・ 打合せ議事録
 - ・ その他必要な図書として発注者が指示するもの
 - ・ 電子データ（CD-R）：1枚
- （パイプファイル綴じ）：1部

第2章 業務内容

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨・目的と位置づけ

原則として現行計画の記載内容を遵守するが、現行計画策定以降の社会情勢・本市の廃棄物行政の動向を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

2 計画目標年次

現行計画の計画期間は、2021（令和3）年度～2035（令和17）年度の15年間であり、短期目標年である2025（令和7）年度、中期目標年である2030（令和17）年度に見直しを行う。

3 計画の進行管理

原則として現行計画の記載内容を遵守するが、現行計画策定以降の社会情勢・本市の廃棄物行政の変動を考慮し、必要に応じて記載内容の見直しを行う。

4 地域の概要

現行計画の改定に当たり、基本事項として以下に示す地域特性について、既存資料等により整理・把握し、最新の情報に更新すること。

- ・自然環境
- ・気候的特性
- ・社会環境
- ・都市環境
- ・河川水質の状況

第2節 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、一般廃棄物のうち、特に固形廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、資源化物、粗大ごみなど）の適切な収集処理の促進を目指すもので、計画改定に当たっては、環境省のごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に準拠し、かつ、SDGsなど循環型社会の構築を目指したごみの減量化・リサイクルの方策についても、具体的かつ実現性のある施策を検討することとする。

また、施策を検討するに当たっては、赤磐市の特性や現行計画における各施策の取組状況等から、現状把握及び評価を行うものとし、また、資源循環行政をとりまく最新情報を踏まえて将来予測を行い、赤磐市が抱えている課題等を的確に整理するものとする。

1 基本的事項の整理

現行計画の改定に当たり、以下に示す事項について、既存資料等により整理・把握し、最新の情報に更新すること。

- ・ごみ処理基本計画策定の背景・目的
- ・ごみ処理基本計画の位置づけ
- ・関係法令、計画及び方針等
- ・国、県、市における廃棄物行政の動向

- ・岡山県廃棄物処理計画との関係
- ・持続可能な開発目標（SDGs）との関係

2 ごみ処理の現況

現行計画記載事項を基に、概ね過去5ヵ年の実績について、既存資料調査、関係者ヒアリング等により、最新の情報に更新すること。

- ・ごみの発生量の実績及びその性状
- ・ごみ処理等の実績

3 ごみ処理の評価

現行計画の実施状況について、主に以下の評価を実施する。

- ・市町村一般廃棄物処理システム比較分析

環境省が公表した最新版の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づいて、循環型社会形成、地球温暖化防止、経済性等の視点から、客観的な評価を行う。

- ・現況施策の実施状況評価

市提供資料、市担当者ヒアリングを通じて現況施策の実施状況の評価すること。

4 ごみ処理の課題

整理した実績をもとに、排出抑制・資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分及び廃棄物の処理・処分施設の項目ごとに課題を抽出及び分析し整理する。

- ・排出抑制・再資源化
- ・収集・運搬
- ・中間処理
- ・最終処分
- ・廃棄物の処理・処分施設

5 ごみの排出量と処理等の予測

ごみ処理の現況において整理したごみ排出量等に、将来推計人口を考慮して、ごみ排出・資源化量及び処理量をごみの種類別に推計する。

推計は、現状施策のまま推移するごみ排出量等を推計するとともに、ごみ減量・リサイクル目標の設定と施策の検討（継続・拡充及び新規施策）を考慮した場合についても推計すること（計画ごみ量）。

数値目標等については、原則として現行計画に準ずるが、現行計画策定以降の国・県の動向及び本市の数値目標の進捗状況を考慮して、適宜、見直しを行うこと。

- ・予測方法
- ・予測結果
- ・数値目標
- ・目標値の設定

6 ごみ処理基本計画

原則として、現行計画の記載事項に準ずるが前項までの検討結果を考慮し、適宜、見直しを行うこと。

- ・基本理念及び基本方針
- ・施策の体系
- ・市民・事業者・行政の役割
- ・個別施策の内容

第3節 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画は、一般廃棄物のうち、特に液性廃棄物（汲み取り生し尿、浄化槽汚泥など）の適切な収集処理の促進を目指すもので、計画改定に当たっては、環境省通知（平成2年10月8日付衛環第200号）の「生活排水処理基本計画策定指針」に準拠し、かつ、関係する下水道計画や合併処理浄化槽の設置に関する施策などと整合性を図ることのできる計画を検討することとする。

1 基本的事項の整理

現計画策定以降の生活排水処理に係る社会情勢の変化を考慮し、生活排水処理計画の背景・目的等を整理すること。

- ・生活排水処理基本計画策定の背景・目的
- ・生活排水処理基本計画の位置づけ

2 生活排水処理の現状及び課題

現行計画記載事項を基に、概ね過去5ヵ年の実績について、既存資料調査、関係者ヒアリング等により、最新の情報に更新すること。

- ・生活排水処理のフロー
- ・生活排水処理体制
- ・生活排水処理の実績
- ・し尿処理経費
- ・前計画目標の達成状況
- ・課題の抽出

3 生活排水の排出量の予測

目標年次における廃棄物処理法第6条第1項に規定する区域（計画処理区域）での生活排水排出量及び質をその種類別に推計する。（下水道の進捗状況、浄化槽等の普及状況に留意すること。）

- ・処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順
- ・処理形態別人口の予測

4 生活排水処理基本計画

基本方針に沿って目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図り内容を定め、また、今後講ずるべき施策について、生活排水の種類別に明らかにす

ること。

- ・基本理念及び基本方針
- ・数値目標
- ・処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の目標
- ・収集・運搬計画
- ・中間処理計画
- ・最終処分計画

第4節 審議会支援

計画の改定に当たっては、本市が設置する赤磐市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問した上で策定するため、審議会の出席及び資料作成等の支援を行う。審議会の実施回数は2回とし、回数に増減がある場合は協議し、取扱いを定める。

（1）審議会資料の作成

審議会における協議資料作成を支援する。

（2）審議会への出席

審議会へ出席し、本市が指示する場合に技術説明等を支援する。

（3）審議会議事録の作成

審議会議事録作成を支援する。

第5節 パブリックコメント支援

新規計画の策定について、広く市民及び事業者へ周知することを目的に、本市が定める手法においてパブリックコメントを実施するため、その支援を行う。

（1）素案の作成

パブリックコメントの実施に向けた素案作成を支援する。

（2）回答案の作成

パブリックコメントに対する回答案の作成を支援する。